

実践経営学会会報

No.3
通巻 82 号

10月発行

「実践経営学会創設 50 年」への畏敬

実践経営学会会長 井形 浩治（大阪経済大学）



実践経営学会は、2017年6月24日に創設50年を迎えます。私事になりますが、1967(昭和42)年といえば、私が大阪府某市下町の小学校に入学した年です。当時の記憶で今も鮮明に覚えていることといえば、小学校に入学したとき、まだ校舎のすべてが古びた木造でした。後に知ったことですが、その小学校の木造校舎は、昭和20年の「大阪大空襲」で焼けたため、戦後、直ぐに造られたものでした。しかし、小学校入学の半年後には、その校舎は鉄筋4階建の近代的な建物に取り替えられました。それまでの汲み取り式のトイレが水洗化され、物品用のエレベータが設置され、以前には廊下を走ると「きしむ音」がしたものですが、それがまったくなくなったことが鮮明に思い出されます。

さて、その鉄筋校舎は、私だけの体験でなく、他の学校、公的機関、企業においてもなされた「近代化への進展」であり、まさに日本経済の復興・高度経済成長の具現化といえましょう。丁度、1964年の東京オリンピック、70年の大阪万博といった戦後日本の発展を国際的にアピールする気運の真只中の時期でもありました。その後、日本企業も「オイルショック」、「ドルショック」を乗り越え、「ジャパン・アズ・ナンバーワン」の評価を受けつつ、「バブル経済」を謳歌することになったのです。本学会創設の頃は、日本の経済・企業が、「もはや戦後ではなく」、「欧米先進国に追いつき・追い越す」段階へと移った時期ともいえます。

歴史の一過性の事実となるかも知れませんが、当時の日本企業、とりわけ一部の製造業による、今日から見れば、将来の結果を予期しない、思慮が深く及ばない行動によって、いわゆる「公害問題」が引き起こされ、また途上国に対しては「エコノミック・アニマル」といった悪評も受けようになっていた「負の側面」も垣間見られました。しかし、企業経営への関心については、「理論」よりも、むしろ「実践」への社会的期待が、はるかに高まっており、その具体化がアメリカに次いで「世界第二の経済大国」としての地位を実現したともいえましょう。

さて、1990年以降の日本はどうだったでしょう。「失われた10年、20年、25年…」というフレーズが更新されてきました。むろん、「リーマン・ショック」、欧州数カ国の債務危機、最近では日本を追い抜いたはずの「世界第二の経済大国・中国」のバブル崩壊といった国外からのリスク要因も重なりつつ、日本には新たな経済的・社会的課題が積み重ねられつつあるように思われるところです。

例えば、冒頭で述べた私が体験した当時の最新式の小学校校舎は、現在どうなっているでしょう。先日、たまたま卒業した私の小学校に立ち寄ってまいりました。校舎は、良く言えば全く変わっておりません。校庭の一部が変わっていましたが、校舎は外壁すらリフォームされてこなかったのか、「ひび」や水漏れの跡があり、全体的に汚れが見て取れました。聞くところによると、他の小学校との統廃合の計画も進んでいるとのことでした。

これは何を意味するのでしょうか。まず、少子高齢化から来る学齢児童の減少、地方自治体某市の財政難等々、いわば現代日本の縮図がその小学校校舎の姿に示されているといえましょう。

実践経営学会は、日本の高度成長期とともに、これまで大学のみならず、実務界・産業界からも大きな期待を寄せられて発展してきました。「理論研究」は、もちろん、普遍的に重要ですが、理解・究明されるのは常にいつの時代も学界関係者を中心とする少数の方々です。しかし、「実践研究」は単発的・一過的であっても、その都度、学界に留まることなく、広く社会から注目を受け、さらなる活用・利用に資することに貢献してきました。

50年前の「あの日」と「今日」とはつながっています。「今日」と、50年後の「その日」ともつながっていくでしょう。「100

年スパン」で視点を据えれば、この「50年」間に維持・存続・発展させてきた本学会員のすべての皆様には、畏敬の念を強く感じます。「次なる50年」のために、いかなる「実践」が生み出されるのか、そのための我々の研鑽努力とは……?

企業経営という側面から、すべての社会的課題・難問に実践的に取り組む本学会の使命追求は、50年という節目を迎えて、さらに継続し続けます。

実践経営学会第58回大会を終えて

大会実行委員長 夏目 重美（亜細亜大学）

実践経営学会第58回大会は、平成27年8月28日(金)から30日(日)までの三日間、武蔵野市、武蔵野商工会議所の後援を得て、東京都武蔵野市の亜細亜大学武蔵野キャンパスにて開催いたしました。統一論題として、「実践経営の新たな視界を展望する：東アジアから西アジアへの道—歴史・文化・交易の足跡と今日的課題—」を掲げ、30報告に及ぶ質の高い自由論題報告を配し、名誉会員、一般参加者を含む、およそ120名の参加者を得て、盛大かつ有意義に大会の全日程を終えることができました。ここに謹んでご報告申し上げますとともに、会員各位、ご支援いただいた各位に心からの感謝とお礼を申し上げます。

大会初日は、正午過ぎにJR吉祥寺駅近くの東急REIホテルに集合し、ホテル内のレストランで昼食をとった後、三鷹市にある「公益財団法人・中近東文化センター」まで貸切バスで移動いたしました。同センターでは、基調講演者の一人として翌日ご登壇いただき、池田裕（同センター常務理事・三笠宮図書館長）氏の深い学識に裏付けられたユーモアあふれる分かりやすい説明と案内に導かれ、貴重な展示物や書籍の見学をさせていただきました。翌日の統一論題に臨む予備研究として、さらには今後の実践経営学研究分野の視野の拡大にとって、貴重な一時を過ごすことができました。

中近東文化センターを後にしてホテルに戻り、「吉祥寺まちづくり実践研究会」を行いました。松崎泰（武蔵野市都市整備部吉祥寺まちづくり事務所長）氏のご講演をいただき、「住みたい街ランキング」でたびたび上位に位置づけられる、吉祥寺のまちづくりのこれまでの詳細な実践例を具体的にご報告いただきました。参加会員諸氏の中には、実際の仕事において、まちづくりやその指導に係わっている方々も多く、吉祥寺のまちづくりの具体的な実践例の数々に熱心に耳を傾け、活発な質疑を交す機会となりました。引き続き、夕刻からは、同ホテルで理事会が開催されました。

大会中日は、JR武蔵境駅を最寄駅とする亜細亜大学会場にて、自由論題報告、開会式、統一論題シンポジウム、研究・情報交換会と、盛りだくさんのプログラムを行いました。

午前中の自由論題報告は、4教室を報告会場とし、各会場ともに、第1報告から第4報告まで、実践経営学会にふさわしい多様なテーマについての報告と議論が行われました。昼食後、午後一番に開会式が開催されました。池島政広学長の歓迎の辞に引き続き、井形浩治会長から、本大会開催の挨拶がありました。

統一論題シンポジウムは、石川幸一（亜細亜大学・アジア研究所長）氏、横澤利昌（ハリウッド大学院）氏お二方による司会の下、池田裕（前掲）氏による「古代中東の交易—ソロモンとシバの女王—」、新妻仁一（亜細亜大学）氏による「日本とイスラーム社会」、遊川和郎（亜細亜大学）氏による「中国の周辺外交と現代版シルクロード構想」、野村亨（慶應義塾大学）氏による「東アジア海域社会に生まれた制海政国家の系譜」と、それぞれ古代から現代に至る、まさに縦軸と横軸とを縦横に結びながらの格調高い基調講演が行われ、活発な質疑応答と総括が行われました。シンポジウムの内容につきましては、ご登壇いただきました先生方のご了解の下、現在、テープ起こしを進めておりますので、編集作業が終了したら、機関誌の次号『実践経営』への掲載し、すべての会員に提供させていただく予定をいたしております。

研究・情報交換会は、今春亜細亜大学に新設されたばかりのアジアプラザ会場に移動し、次年度大会開催予定校の近畿大学の田中敬一学会常任理事の司会進行により、和やかな中にも熱心な研究・情報交換の夕べを過ごすことができました。

大会最終日の午前中は、前日と同様、4つの会場に分かれ、それぞれ4報告が行われ、活発な議論を展開していました。引き続き、平野文彦・学会前会長の司会により、会員総会が開催されました。

さらに会員総会終了後には、ささやかではありましたが、フェアウェルパーティーを開催させていただきました。軽食をとりながら、三日間の大会のひとこまひとこまを熱心に振り返るとともに、次年度大会での再会を固く約し、別れを惜しみつつ実践経営学会第58回大会のすべての日程を、ほぼ成功裏に終えることができたと考えております。

末尾となりますが、井形浩治学長をはじめとする学会執行部、学会本部事務局の方々の懇切かつ心温かいご指導とご支援を賜りましたことに対しまして、改めてこの場をお借りして、衷心よりの感謝とお礼を申し上げます。

平成27年10月吉日 記

第58回全国大会 『統一論題シンポジウム』に参加して

大野 貴司（岐阜経済大学）

「『実践経営の新たな視界を展望する』:東アジアから西アジアへの道 一歴史・文化・交易の足跡と今日的課題」と題された今年度の全国大会のテーマに基づき、シンポジウムでは4人の研究者による基調講演が行われた。東アジア、西アジアの歴史、文化、外交などに焦点を絞った、長年にわたる地道な研究は、私にとっては自身の専門分化の過程において、いわば、思い切って切り捨ててきた領域であったことから、改めて研究の原点と広がりの可能性を広げていただき、色々なことに気付かせていただいた貴重な機会であった。

最初の「古代中東の交易—ソロモンとシバの女王」と題された中近東文化センター常務理事・三笠宮図書館館長の池田裕先生の報告においては、旧約聖書が語るソロモン王とシバの情報伝承を軸に、古代中東における交易と文化交流についての興味深いお話しを拝聴することができた。そこにおいては、フェニキア王との共同事業（事業協力）により相互繁栄を志向していたこと、南アラビア—南・東南アジア交易ルートが存在していたこと、高価なエジプト製戦車（チャリオット）を輸入し、それをシリアなどの周辺の国に来る仲買人としての側面もあったこと池田先生の講演の中で知ることができた。

続く「日本とイスラーム社会」と題された亜細亜大学国際関係学部教授の新妻仁一先生の報告においては、イスラームにおいては商売が奨励されていたこと、モール文化の存在など興味深い話しを拝聴できた。また日本においてもムスリム人口の広がりとともに多くのムスクを見ることができるようになったことも写真とともに解説頂いた。さらにはムスリム人口の広がりとともに、ハラールビジネスの可能性についても自分なりに感じることができた。

続く「中国の周辺外交と現代版シルクロード構想」と題された亜細亜大学アジア研究所教授の遊川和郎先生の報告においては、鄧小平・江沢民時代から現在の習近平時代における外交状況とその課題と、現代版シルクロード構想ともいえる「一带一路」構想についてお話しをいただいた。ロシアやインドとの関係など今後の課題はあると言えるが、自らが置かれた状況の中で国家経済の繁栄のため、戦略的な行動を心掛け、実践していく姿は我々が研究の対象としている企業経営にも求められる姿勢であると感じた。

最後の報告である「東南アジア海域社会に生まれた制海政国家の系譜」と題された慶應義塾大学総合政策学部教授である野村亨先生の報告においては、マラッカ王国などの制海政国家の歴史やその国際関係、貿易政策などを野村先生の講演の中で知ることができた。そこにおいては地の利を活かし、巧みな貿易政策によって自らの国家を繁栄させてきた歴史を知ることができた。またシンガポールがそうした制海政国家の伝統に基礎を置いている国家であることも知ることができた。

その後の質疑応答では、フロアの参加者を含め積極的な議論が展開された。登壇者の先生方、フロアの参加者を含めての質疑応答、ディスカッションを通じ、わが国を取り巻くアジア諸国の歴史や国際関係、貿易などについての理解を深めることができた。普段私が学ぶことのない領域であるにも関わらず、先のハラールビジネス(halal business)の話など、「経営」にも通じる部分もありシンポジウムの全体を通じて興味深い時間を過ごさせていただいた。

我々が研究の対象としている企業経営においては、外部環境を分析し、その流れを読むことはきわめて重要となる。今後、わが国の企業経営を考えいくならば、東アジア、西アジア地域などのアジア諸国はますます重要な位置を占めることとなろう。ビジネスを展開する相手方市場を知るには、その歴史や文化、慣習などを当然知らなければならぬ。その当たり前の重要さを再認識させられたシンポジウムであった。

(校務の都合により、事前の中東文化センターの見学会には参加できなかったことは残念であったが、学会本部からの要請に基づき、はなはだ僭越ではあるが、統一論題シンポジウムに参加しての感想を記させていただいた。)

機関誌「実践経営」第53号への投稿論文の募集

常任理事(機関誌編集担当) 井原 久光

機関誌『実践経営』第53号への投稿論文(査読付き)を募集いたします。本学会では、『実践経営第46号』(2008年8月発行)までは、査読制度が十分には確立していなかったことから、長い間、全国大会における報告論文をすべて査読なしで掲載するという方法をとってきたという経緯があります。そしてその掲載論文の中で、特に査読申請があった論文について、個別に対処する方法をとってきました。

しかし、学界において広く「査読つき論文」が求められる時代状況に対応して、本学会においても、会長、副会長ら学会役員の方々の長年にわたる努力が結実し、「第47号」より、「全国大会および支部研究会における報告者を対象として投稿論文を募集し、応募のあった論文について、3名以上のレフリーによる査読を行い、査読を通過した論文を掲載する」とする方針が、2009年9月の会員総会において承認されて現在に至っています。

これに伴い、毎年の全国大会における報告論文のすべてを、『実践経営学研究』として編集し、大会時に刊行する」方針も承認されており、第52回全国大会において『No.1』が創刊され、2015年の第58回大会では『No.7』が刊行されるに至っています。

そこで今年度も、おおむね例年通り、投稿論文(査読付き)を募集いたします。『実践経営学会研究者倫理要綱』に基づき、以下の『応募・執筆要綱』に従い、2016年(平成28年)1月18日(月)~23日(土)までに下記の投稿先へご応募ください。

なお現在は、応募者に「査読料」が請求されることはありません。

『実践経営』第53号掲載の査読論文の執筆要項

2015(平成27)年10月

1.投稿資格と提出論文の限定

- (1)先の第58回全国大会(亜細亜大学)において、または2014年9月~2015年9月末までに各地方支部会において研究を発表した会員による報告論文であることを原則とする。尚、その前年度に報告された論文で、査読応募を見送った論文については、応募が認められる。
- (2)原稿提出期限までに、その年度までの学会年度会費が納入されている会員であること。
- (3)提出できる論文は、上記(1)において報告された論文を、発表時に受けたコメントなどを踏まえて、文字数・図表数の増加、考察の充実等の方法により、量的にも質的にも充実させたものであること。ただし、論文の主旨、内容が、報告論文から大きく離れない限りにおいて、タイトルを変更することは差し支えない。
- (4)学術論文としての体裁を整えた原稿であること。
(参考のために『学術論文としての要件・体裁・配慮』を参照のこと)以下のような構成が一般的である)
 - 論文タイトル、執筆者指名(所属機関)
 - 目次
 - 序(論)
 - 本論(第1章、第2章…)
 - 結論
 - 注(本論で引用した文献名、統計調査名等について、出所・箇所を明示する、参考にした文献等)

2.執筆の方法・文字数等

- (1)原稿は原則として電子媒体(パソコン・ワープロ・ソフトによる横書きとする。(MS-wordで、10.5ポイントでお願いします)
- (2)総字数は、本文、注、図表、文献リストを含めて20,000字以上、22,000字以内とする。(概算文字数を巻頭に明示すること。総文字数の大幅な超過または不足の場合には、形式審査の段階で排除される)
- (3)図表は、「タイトル1行」と「注記1行」を含んで、下記の要領で文字数に換算し、原則として合計でA4版の刷り上がり2ページ以内とする。
 - ①刷り上り2分の1ページ大の図表 2,000字に換算
 - ②刷り上り4分の1ページ大の図表 1,000字に換算

3.表記の方法

- (1)図表原稿は、本文では挿入箇所を明示して、原稿段階では本文とは別にまとめる。
- (2)「表○ タイトル」は表の上部に、「第○図 タイトル」は当該図の下部に記載する。「図表○ タイトル」とする場合には図表の上部に記載する。
- (3)注記は「文末脚注」とする。
- (4)「引用文献」の表示は、原則として本文中では「注番号」を付して、本文末に一括して掲示するか、「本文中では著者名(出版年)で表示し、文末に著者名のアルファベット順で文献目録を表示する。また必要に応じて若干の参考文献も列挙できる。
ただし、「注」は、あくまでも自身の主張の論拠を示すものであって、他社へ関連書籍を案内するものではない。
- (5)引用文献・参考文献の表示は以下の通りとする。
 - ①雑誌等に掲載された論文の場合:執筆者名(出版年)、「論文題名」、『掲載誌紙名』、巻号、引用箇所(pp.00-00)
 - ②単行書籍の場合:執筆者名(出版年)、書名、出版社、引用箇所(pp.00-00)とする。
- (6)執筆原稿には「表紙」をつけ、①論文題名(和文と英文)、②投稿者氏名(和文と英文)、③所属機関(和文と英文)と肩書き、④住所、電話・FAX番号、⑤E-メール等の通信連絡先を記載すること。
- (7)論文原稿の本体には、冒頭に、論文題名(和文と英文)、氏名、所属機関を明示すること。大学院生の場合は「○○大学院○○課程」を明記すること。
- (8)論文には4~5のキーワードを表示する。

4.投稿の方法

- (1)投稿は、基本的には「電子媒体(CD、DVD等)1枚」、及び「査読用としてハードコピー3部」とする。なお、掲載の可否にかかわらず、提出された電子媒体・論文の返却は行わない
- (2)書留郵便により送付すること。
- (3)送付先は機関誌担当常任理事
〒113-0033 東京都文京区本郷1丁目26-3 東洋学園大学 井原 久光
「実践経営学会機関誌・投稿原稿」在中 と明記
機関誌専用メールアドレス: jsam.headoffice3@gmail.com(井原)

5.その他、ご了解いただきたい関連事項

- (1)「論文査読」は、『実践経営学会 査読内規』に基づき、原則として編集委員長が委嘱する3名以上のレフェリーによって行われる。なおレフェリーの査読結果が異なる場合においては、担当常任理事が最終決定を行う。
- (2)「査読の目安」は、①問題提起および結論の明確性、②先行研究・既存学説の理解、③資料・参考文献の適切性、④推論の論理性、⑤独創的な着眼および技法、⑥文章表現、⑦引用文献・参考文献の表示の適切性、などである。
- (3)原稿掲載の最終決定は、レフェリーからの『査報結果告書』に基づき、機関誌編集担当常任理事が行い、常任理事会に報告され、その後、投稿者に連絡される。
- (4)査読の結果は「掲載可」または「掲載不可」のいずれかとし、「修正のうえ、再査読」という結果は、本会としては有していない。
- (5)「掲載不可」となった場合には、編集委員会を通じて、「文献の探索が不足」、「論理構成に問題あり」など、簡単な査読結果が伝えられる。また、次年度(次号)に限り、投稿が認められる。
- (6)査読プロセスを通過し、掲載が決定された原稿については、編集作業上の必要から、改めて最終原稿の提出が求められることがある。
- (7)執筆者校正は原則として初校のみとする。
- (8)投稿原稿の不採用が決定される前に当該原稿を他の媒体に発表したり、公刊することは許されていない。

*学術論文としての要件・体裁・配慮

研究成果を公表する際に下記のような配慮をすることが、研究論文の質の向上につながるだけでなく、自身の研究者としての評価を左右することになる。

以下の諸点に配慮がなされていること。

(1) 他者のオリジナリティの尊重

研究結果の公開にあたって、他の研究者や原著者のオリジナリティはもっとも尊重されるべきであり、他の研究者や原著者としての権利を侵害してはならない。また盗作や剽窃は、まさに“窃盗行為”であり、学問上の自殺行為となるものである。したがって「自分のオリジナル」と「それ以外」とを明確に区別し、他から得た情報は情報源を明記するし吟原原則を厳守すること。

(2) 先行研究の尊重

学術論文を執筆する際には、先行研究を適切にふまえ、しかもそのことを論文の中で明示する必要があります。先行研究やその問題点をどのように理解しているかを示すことは、自分の問題意識や問題提起のオリジナリティやその学問的意義を他者に明確に伝えるうえでも不可欠である。重要な先行研究に言及しないことは勉強不足を露呈するだけでなく、フェアな態度とはいえない。

(3) 引用の基本原則

他者の著作からの引用は、公表されたものからしかできない。研究会でのレジュメや私信など、公開されていないものから引用する場合には、引用される側の許可が必要である。

引用に際しては、①引用が必要不可欠であること、②引用箇所は必要最小限の分量にとどめること、③引用文と地の文を明確に区別すること、④原則として原文どおりに引用すること、⑤著作者名と著作物の表題・引用頁数などを出典を明示する、という基本原則を遵守しなければならない。

(4) 図表などの「使用」

オリジナリティの高い図表や写真・絵画・歌詞などを使用する場合は、法律用語としては「引用」ではなく、他者の著作物の「使用」にあたる。その場合には、当該図表・写真・絵画・歌詞などの著作権者から使用の許諾を受けなければならない。

(5) 「二重投稿」の禁止

同一あるいはほとんど同一内容の論文を、同時に別々の雑誌に投稿することは「二重投稿」として禁じられている。学術雑誌の場合には、投稿論文は未発表のものに限られる。

(日本社会学会HP参照)

学会賞応募予定のお知らせ

学会員を対象として第48期実践経営学会・学会賞、名東賞、学術研究奨励賞を次の要領にて募集いたします。

1. 対象作品

2015年4月1日～2015年3月31日までに発刊(初版本に限る)または発表された著書または論文のうち本募集要項に基づいて提出されたもので、自薦または会員の推薦によるものとします。

2. 学会賞の種類

本学会の『学会賞規定』では、学会賞は次のように定められています。

学会賞は、「学会賞」、「名東特別賞」、及び「研究奨励賞」の三種とする。詳細は以下の通りとする。(第4条)

- 1.「学会賞」は、「企業・産業の経営の方法」、または「経営学及び経営調査の方法論」に関するもので、特に優れた研究成果に与えられるものとする。
- 2.「名東特別賞」は、「学界における本学会の評価を高めると考えられる調査・研究・考察・提案等の行動及び成果等」に与えられるものとする。
- 3.「研究奨励賞」は、研究 及びその成果の新規が評価されて与えられるものとする。

3. 応募要領

当該「著書」2冊に、「著者名・著書名(論文の場合にはその抜刷りまたはコピー3部に執筆者名及び掲載紙名)、発行所名等を明記した書面」を添付してください。なお、応募された作品は、返却しませんのでご留意ください。

4. 応募資格 2015年度(第48期)までの年会費に未納がないこと(通常会員)

5. 応募期間 2016年4月8(金)～18日(月)

6. 応募先 〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8

大阪経済大学 吉野研究室内

実践経営学会本部：事務局長 吉野忠男

お問い合わせ先：実践経営学会本部事務局 jsam.headoffice@gmail.com

第47期(平成26年度)実践経営学会・学会賞について

実践経営学会 学会賞審査委員会

審査委員長

1. 学会賞の審査対象

今年度(2015年度)の学会賞等に伴う審査対象としての研究業績は、機関誌(No.52、2015年6月1日発行)掲載論文)の10篇の内6編であった。

審査の対象となる著書・論文は、「会員が、前年度に於いて、本学会大会で報告された論文、若しくは、公刊された著書・論文」である。

2. 学会賞選定

対象著書・論文を委員会において慎重に審査した結果、以下の著書を学会賞として選定した。

学会賞	1.著書・論文名 該当なし
名東賞	1.著書・論文名 該当なし
学術研究奨励賞	1.著書・論文名 該当なし

会員の異動(入会・退会)2015.4.1～2015.9.30

入会会員 5名(敬称略)

お名前	ご所属	推薦人	担当支部	承認日
岩崎 龍太郎	株式会社サンプラスワン	黒川 和夫(K-netコンサルティング) 藤田 紀美枝(太平洋経営創造大学)	九州・沖縄	2015/6/7
大塚 知弘	日本経済大学経営法学科 准教授	増山 正紀(九州沖縄支部長) 伊佐 淳(九州沖縄支部事務局長)	九州・沖縄	2015/7/6
奥田 航	東洋学園大学大学院修士課程	平野 賢哉(東洋学園大学) 菅野 洋介(中央大学)	関東	2015/7/6
宮辻 渉	大阪市立大学大学院経営学研究科 後期博士課程	井形 浩治(大阪経済大学) 吉野 忠男(大阪経済大学)	関西	2015/7/6
牟田 陽子	三菱自動車工業株式会社 コネクティッドインフォメーションビジネス部	小坂 善次郎(東京富士大学) 岡星 竜美(東京富士大学)	関東	2015/9/16

退会者 9名(敬称略)

桑原 公夫 山田 國雄 鎌田 益幸 平田 讓二 金 真那 藤井 章 松中 吉喜 藤本 匡弘 嶋田 美奈



第47期 収支決算書

自 2014(平成26)年4月1日 至2015(平成27)年3月31日

(円)

収入の部				支出の部			
勘定科目	実績 A	予算 B	予算比 A-B	勘定科目	実績 A	予算 B	予算比 A-B
前期繰越金	8,022,653	8,022,653	0	全国大会費	400,000	400,000	0
入会金・会費収入	3,730,000	3,700,000	30,000	支部研究発表会費	330,000	330,000	0
受取利息	1,049	3,500	△ 2,451	研究会活動支援費	0	200,000	② △ 200,000
雑 収 入	48,823	40,000	① 8,823	会報発行費	309,925	300,000	9,925
				機関誌発行費	777,600	1,300,000	③ △ 522,400
				ホームページ維持費	176,280	200,000	△ 23,720
				経済学会連合会分担金	35,000	35,000	0
				経営関連学会協議会分担金	30,000	30,000	0
				奥野記念基金繰入	0	0	0
				理事会費	106,692	300,000	④ △ 193,308
				事務局運営費	686,248	500,000	⑤ 186,248
				旅費交通費	575,540	700,000	⑥ △ 124,460
				通信費	239,538	300,000	⑦ △ 60,462
				消耗品費	60,125	150,000	⑧ △ 89,875
				学会賞費	44,820	60,000	△ 15,180
				雑費	13,378	50,000	△ 36,622
				予備費	0	100,000	△ 100,000
				支出合計	3,785,146	4,955,000	△ 1,169,854
				次期繰越金	8,017,379	6,811,153	1,206,226
収入合計	11,802,525	11,766,153	36,372	支出・繰越合計	11,802,525	11,766,153	36,372

郵便振替口座	2,590,000	40周年記念奥野基金(定期預金)	2,000,000
三菱東京UFJ銀行(新丸の内)	5,427,379	次期繰越金	8,017,379
三菱東京UFJ銀行(定期預金)	2,000,000		
合 計	10,017,379	合 計	10,017,379

主な予算増減の内訳・説明

- ①著作権料他
- ②当面中止のため
- ③ページ数の減による
- ④持ち回り常任理事会開催などにより経費節約
- ⑤事務局本部機能充実に伴うアルバイト代等の作業増加の為
- ⑥持ち回り常任理事会開催などにより経費節約
- ⑦事務局の連絡を全てメールに切り替えたことによる切手代削減などによる
- ⑧会員への連絡も可能な限りメールに切り替えたことによる封筒代、用紙代、インク代等の節約による

監査報告書

第47期収支決算書について、預金通帳その他の書類に基づいて監査した結果、収支の状況を適正に表示しているものと認めましたので、ご報告申しあげます。

2015年(平成27年) 6月26日

監 事

田口マス子



監 事

松尾敏行



実践経営学会 第49期事業計画

(2016年4月1日～2017年3月31日)

1. 事務局機能の一層の充実

事務局機能改革の方針に則り、新しい運営体制を構築する。

また、学会活動戦略立案のための前提となる「会員データベースの整備」(学会運営のために必要な会員の情報の収集・整備)を行う。

2. 支部会による研究発表会等の活動支援

学会本部は支部長と連携し、各地域支部の研究発表会への支援、支部長との連携強化等を通じ支部活動のさらなる充実を図る

3. 課題別研究会活動の成果発表を中断する

4. 研究成果の積極的な公表(継続)

(ア) 機関誌『実践経営』(53号)の刊行

第58回全国大会(亜細亜大学)及び当該年度内の支部研究会における研究発表成果を発展させた査読論文を中心として刊行する。

(イ)『実践経営学研究第8号』(第59回全国大会における研究報告論文集)の刊行

5. 年3回の学会会報の刊行(継続)

学会執行部の運営方針、学会の最近の動向等を伝える学会会報の刊行。

うち1回は全国大会プログラム。

6. 50期～52期理事の選出

選挙を実施して、50期～52期の理事の選出を行う

7. 学会50周年記念事業の企画、準備作業を行う

2017年度に50学会創立50周年を迎えるに際して、プロジェクトチームの立ち上げ、記念事業の企画、準備作業を行う。

8. ホームページの更なる充実

9. 第59回全国大会の開催

2016年夏季に近畿大学にて開催予定です。

第49期 予算

自 2016(平成28)年4月1日 至2017(平成29)年3月31日

(単位:円)

収入の部				支出の部			
勘定科目	49期予算	48期予算	予算比増減	勘定科目	49期予算	48期予算	予算比増減
	A	B	A-B		A	B	A-B
前期繰越金	4,500,000	4,500,000	0	全国大会費	400,000	400,000	0
会費収入	3,400,000	3,700,000	① △ 300,000	支部研究発表会費	400,000	400,000	0
受取利息	3,500	3,500	0	研究会活動支援費(成果物印刷費)	0	0	0
雑収入	40,000	40,000	0	会報発行費	450,000	450,000	0
				機関誌・論文集発行費	1,500,000	1,500,000	0
				ホームページ維持費	200,000	200,000	0
				経済学会連合会分担金	35,000	35,000	0
				経営関連学会協議会分担金	30,000	30,000	0
				理事会費	300,000	300,000	0
				事務局運営費	600,000	600,000	0
				旅費交通費(常任理事等)	700,000	700,000	0
				通信費	250,000	200,000	② 50,000
				消耗品費	70,000	50,000	③ 20,000
				理事選挙運営費	300,000	0	④ 300,000
				学会賞費	50,000	50,000	0
				記念事業準備費	300,000	0	⑤ 300,000
				雜費	50,000	50,000	0
				予備費	200,000	200,000	0
				支出合計	5,835,000	5,165,000	670,000
				次期繰越金	2,108,500	3,078,500	△ 970,000
収入合計	7,943,500	8,243,500	△ 300,000	支出・繰越合計	7,943,500	8,243,500	△ 300,000

奥野記念基金(48期・期首)	2,000,000
奥野記念基金(49期・期首)	2,000,000

主な予算増減の説明

- ① 入会金廃止・複数年度会費未納の会員の減少による。
- ② 実績をもとに算定
- ③ 実績をもとに算定
- ④ 理事改選のための費用。前回同様の予算計上
- ⑤ 50周年記念事業実施に向けての基本計画策定、一部実施のための費用
(交通費、通信費、事務用品費等通常の運営費とは独立させて管理する)

規 約 改 正

現 行 規 定	改 定
第1章 総則	
(名称) 第1条 本会は、実践経営学会(以下「本会」という)と称する。	(名称) 第1条 同左
(本部、事務所) 第2条 本会の本部は会長の所属機関内に置く。本部事務局はこれとは別のところに置くことができる。	(本部、事務所) 第2条 同左
第2章 目的及び事業	
(目的) 第3条 本会は、経営学の立場から、企業等の経営をめぐる社会問題の解決、経営実践の進化、ならびにそれを土台とした普遍的な経営理論の形成ないしは経営学の発展に貢献することを目的とする。 2 前項の目的を達成するために、「経営の現場を重視した、理論と実務の調和した実践的研究」を行うことを旨とする。	(目的) 第3条 同左
(事業) 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 ①会員の研究の発表及び討議ならびに相互研鑽と情報交換等を目的とした全国大会及び支部会の開催。 ②学会本部と会員をつなぐ情報紙『実践経営学会会報』の発行 ③全国大会における研究報告論文集『実践経営学研究』の発行 ④査読論文を主体とした機関誌『実践経営』の発行 ⑤ホームページによる本会の情報の内外へ発信 ⑥広く社会に向けての時宜に適した講演会等の開催 ⑦学会賞の選考と授与等による会員の業績の顕彰 ⑧内外の学会及び経営に関する諸団体との経営情報、学術理論等に関する交流 その他、本会の目的を達成するために適當と認められる事業	(事業) 第4条 同左
第3章 会員	
(会員の種類) 第5条 本会の会員は、通常会員、顧問、名誉会員、在外会員、特別在外会員、プラチナ会員の5種とする。 [1]通常会員 [2]名誉会員 ①本会に長年にわたって在籍し、会の発展に特に貢献のあった会員。 ②推挙の基準と方法については常任理事会決定事項とし別に内規を定める。 ③理事の選挙権及び被選挙権はこれを有しない。 ④年度会費及び大会参加費の支払いは免除される。ただし、報告・掲載等に必要な費用の負担は求められる。 [3]プラチナ会員 ①会員歴20年以上で、73歳以上の会員で希望する者。 ②プラチナ会員の決定は常任理事会において行われる。 ③年度会費及び大会参加費の支払いは免除される。 ④理事の選挙権及び被選挙権はこれを有しない。 ⑤全国大会における研究報告、機関誌等への投稿をすることができる。 [4]在外会員 ①日本国内で会員であった者が、海外に居を移しても、なお会員に留まることを希望する会員。 ②通信、その他のサービスは原則としてWEBを通して利用できる範囲とする。 ③年度会費は徴収されない。 ④理事の選挙権及び被選挙権はこれを有しない。 ⑤全国大会における研究報告、機関誌等への投稿をすることができる。ただし、報告・掲載等に必要な費用の負担は求められる。 [5]特別在外会員 ①日本国外に居住し、優れた研究業績等を有し、入会を認めることで、当学会の知名度の向上、イメージアップ、研究活動の活性化等に寄与することが、常任理事会において認められた外国人研究者。 ②推挙の基準と方法については常任理事会決定事項とする。 ③理事の選挙権及び被選挙権はこれを有しない。 ④年度会費及び大会参加費の支払いは免除される。	(会員の種類) 第5条 同左
(入会及び退会) 第6条 入会を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記載し、会員2名の推薦を得て、本部事務局(jsam.headoffice2@gmail.com)に提出するものとする。	(入会及び退会) 第6条 同左

現 行 規 定	改 定
<p>2 推薦人になる資格は、本会在籍3年を経て、かつ推薦年度を含む年度までの年度会費に未納分がないこと。但し、推薦時において大学院生(社会人大学院生を含む)である者は、推薦人になることはできない。</p> <p>3 入会申込みの審査は理事会または常任理事会において行う。</p> <p>4 年度会費の納入完了の日をもって正式入会とし、会員名簿に登録される。</p> <p>5 退会は常任理事会へ退会届を提出し、審議を経て承認される。ただし、会費その他に未納がある場合には、原則として完納を求められる。本人死亡の場合には、家族あるいは所属機関に対する確認により退会が決定される。</p> <p>6 3年以上連続して会費を滞納した会員は、常任理事会において審議の上、自然退会となり、原則としてその後の再入会は阻まれる。</p>	
(入会資格基準) 第7条 入会資格は、次の各号の一に該当する者とする。 1 大学・大学院若しくは研究機関に所属する教員・研究者 2 大学院生 3 組織の経営・管理に関する相当の実務経験を有し、経営学研究の進化に貢献が期待される研究実績を有する者。 4 その他、実践経営の研究に貢献が期待される者	(入会資格基準) 第7条 同左
(会員の義務) 第8条 会員は、別に定める本会会費を毎年納めなければならない。 2 会員は全国大会及び支部会の開催と運営、及び論文査読等の会務について、必要な協力をしなければならない。 3 本会の名誉あるいは信用を著しく傷つけることがあった会員、本会が定める『研究者倫理綱領』に触れる行為があった会員、及びあらゆる場面において、他の会員の人権を尊重しない言動があった場合には、常任理事会において調査、審議の上、除名されることがある。除名者名は、会報ないしは総会において報告される。 4 プラチナ会員、在外会員及び特別在外会員が、全国大会及び支部研究会に参加する際に支払う参加費は、その都度、常任理事会が決定する。	(会員の義務) 第8条 同左
(会員の権利と権利行使のための資格) 第9条 会員は、以下の権利を有する。 ①会員総会に参加し、意見を述べること。 ②全国大会及び支部会に参加すること。 ③全国大会及び支部会で研究成果を発表すること。 ④学会賞に応募すること。 ⑤機関誌、会報の提供を受けること。 ⑥理事選挙に参加し投票すること。 ⑦理事に選ばれること。 2.会員が前項の権利を行使するには、権利を行使する事項の前年度末までに、年会費を納付済みであることを要件とする。 3.本条の規程は通常会員に適用し、名誉会員、在外会員1、在外会員2及びプラチナ会員については、第5条によるものとする。	(会員の権利と権利行使のための資格) 第9条 同左
第4章 機関 (役員) 第10条 本会に次の役員を置く。 ①会長 1名 本会を代表し、実践経営学の発展に寄与する。 常任理事会を招集し、その議長となる。 ②副会長 1名 会長によって指名される。日常的に会長を補佐し、事故あるときは、その職務を代行する。 ③本部長 1名 本会の会務を統理し、本会の発展に寄与する ④支部長・理事 8名 支部の発展に寄与する。 ⑤選挙による理事 19名以内とする。内、常任理事6名以内とする。 ⑥監事 2名 常任理事会によって決定され、理事会の承認を得る	(役員) 第10条 同左
(会長の職務) 第11条 会長は、本会を代表し、会務を統理する。 2 会長は理事の中から副会長を指名し、理事会の承認を得る。 3 会長は、常任理事会及び理事会を招集し、その議長となる。	(会長の職務) 第11条 同左

現 行 規 定	改 定
(副会長の職務) 第12条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。	(副会長の職務) 第12条 同左
(常任理事の職務) 第13条 常任理事は、会長・副会長及び事務局長とともに常任理事会を構成し、議事の審決に参加し、その執行にあたる。	(常任理事の職務) 第13条 同左
(理事の職務) 第14条 理事は、理事会の審決に参加するとともに、常任理事の執行を補佐する。	(理事の職務) 第14条 同左
(監事の職務) 第15条 監事は、常任理事会及び理事会に出席して意見を述べることができる。監事は、会計監査並びに会務の執行を監査する。	(監事の職務) 第15条 同左
(役員の選任) 第16条 理事は、会員の中から、選挙その他の方法で選出される。理事の選出に関する内規は、別に定める。 2 会長は、理事会において理事の中から選出される。 3 副会長は、理事の中から会長の指名により、理事会の承認を得て委嘱する。 4 常任理事は、理事会において理事の中から会長の指名により、理事会の承認を得て委嘱する。 5 監事は、理事会の推薦により会長が委嘱する。 6 事務局長は、会長の指名により常任理事会の承認を得て委嘱する。	(役員の選任) 第16条 同左
(役員の任期) 第17条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。 2 会長の再任は1度に限られるものとする。	(役員の任期) 第17条 同左
(名誉職の設置) 第18条 本会は、名誉職として名誉会長及び顧問を置くことができる。名誉会長、顧問からは年度会費、大会参加費を徴収しない。理事の選挙権及び被選挙権は有しない。 2 名誉職は、会長が発議し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。	(名誉職の設置) 第18条 同左
(会員総会の開催) 第19条 本会の最高議決機関として会員総会を置く。 2 総会は毎年1回開催しなければならない。 3 会長が、必要と認めるとき、または会費納入者の3分の1以上が、書面により議題を明示して総会の開催を請求したときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。 4 総会は会長が招集し、その議長となる。	(会員総会の開催) 第19条 同左
(総会議決事項) 第20条 総会は次の事項を議決する。 ①本規約と理事選出規定の改正 ②前年度の決算の承認 ③事業計画並びに予算 ④理事会より提議された事項 ⑤その他、本会の目的達成に係わる重要な事項 2 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。	(総会議決事項) 第20条 同左
(理事会) 第21条 理事会は、理事によって構成され、総会提議事項を審議する。理事会は会長が必要とするときに招集される。	(理事会) 第21条 同左
(常任理事会) 第22条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事及び事務局長によって構成され、本会の事業の執行について、その方針を審議し、決定する。 2 常任理事会は、原則として四半期毎に開催される。 3 常任理事会に各種委員会を付設することができる。	(常任理事会) 第22条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事及び事務局長によって構成され、本会の事業の執行について、その方針を審議し、決定する。但し、会長が必要とする場合、これらの構成員以外の参加を求めることがある。 2 常任理事会は、原則として四半期毎に開催される。 3 常任理事会に各種委員会を付設することができる
第5章 会計	
(会計年度) 第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。 第24条 会費は、年度会費とし、別に定める金額を徴収する。年度会費の額は、常任理事会において決める。	(会計年度) 第23条 同左 第24条 同左
第6章 支部及び研究会	
(支部の設置及び区域) 第25条 本会は、年次の全国大会の開催を補うことを目的として、適切な地に支部を置き、必要な活動を行うものとする。	(支部の設置及び区域) 第25条 同左

現 行 規 定	改 定
2 新たに支部を設置し、あるいは既存の支部を改編しようとする場合には、理事会の承認を得るとともに、会報、HP、会員総会などにおいて周知するものとする。	
(支部活動) 第26条 支部における活動は、支部を主体とした研究活動、研究発表活動、並びに会員相互の交流・親睦活動とする。これらの活動については、学会本部との密接な連携のもとに、会報、HP、郵便等の方法により、全会員に周知され、全国どこからでも参加できるものとする。	(支部活動) 第26条 同左
(支部役員) 第27条 支部には本部人事として支部長を置く。 2 支部長は支部登録の会員の動向を把握し、支部の発展に努めるものとする。 3 その目的のために、支部長は、会員の協力ならびに常任理事会の承認を得て、必要に応じて支部長代理、支部事務局長、支部幹事を置くことができる。	(支部役員) 第27条 同左
(個別課題研究会) 第28条 本会に、本学会会員をメンバーとして特定のテーマによる研究会を置くことができる。 2 研究会の設置を希望する者は、その目的、名称並びに責任者その他の役員、構成メンバー、開設時期、活動計画などを書面で会長宛に申請し、常任理事会の審査を経て、立ち上げができるものとする。 3 設置された研究会は、毎年度その活動結果を理事会並びに総会に報告しなければならない。	(個別課題研究会) 第28条 同左
第7章 規約変更 (規約変更) 第29条 本規約は総会の決定を得なければこれを変更することはできない。	(規約変更) 第29条 同左

理 事 選 挙 内 規 (抜粋)

(選挙権および被選挙権)

第4条 選挙人名簿作成の日から引き続いて会員である者は、本会理事の選挙権及び被選挙権を有する。

2.次の各号に該当する者は、被選挙権を有しない

- ① 理事選挙の投票締切日現在、本会会員になり1年を経過していない者
- ② 理事選挙を実施する前年までの会費を納めていない者
- ③ 顧問並びに名誉会員
- ④ プラチナ会員
- ⑤ 理事任期の開始時点で満70歳以上である会員(追加)

事務局からのご連絡

■ 各支部からのご連絡などは、学会ホームページをご覧ください

実践経営学会ホームページ(<http://www.jsam.org/>)では最新情報を随時掲載しております。

各支部からの情報については、ホームページをご活用ください。

■ 住所・勤務先などの変更届のお願い

住所や勤務先、メールアドレス等が変更となった会員の方は、jsam.headoffice2@gmail.com(本部事務局会員情報管理専用メールアドレス)まで必ずご連絡ください。

■ 会費納入のお願い

会費納入の通知を今年6月にさせていただき、ほとんどの会員の方々から納入をいただきましたが、まだ、若干の会員の方々が未納になっております。48期のお支払いが確認できていない会員向けに、すでにご連絡をさせていただいておりますので、ご納入をお願い致します。

学会活動は会員の会費によって支えられております、全国大会および各地域支部会における報告資格は、「年会費を納入済みの会員」となっております。ご留意ください。

会員情報などのお問い合わせ・ご連絡先は、jsam.headoffice2@gmail.comまで

実践経営学会研究者倫理綱領

実践経営学会は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に良心と信念にしたがって、自らの責任で行動しなければならないという考え方方に立って、以下の通り「研究者倫理綱領」を定める。

— 2008.9.13 実践経営学会会長 平野 文彦（日本大学） —

A. 研究の課題について

1. 常に「世界の平和」、「人類の福祉」、「社会の発展」および「物心両面からの豊かな社会の実現」に貢献するための公共的・公益的使命を意識すること。
2. 常に「宇宙と地球の資源」、「社会の資源」および「人的資源」の持続可能な利用を意識すること。

B. 研究の姿勢と方法について

3. 常に「生命倫理、人権の尊重、および動物愛護の精神」を踏まえた「高潔な信念」、「良心と正義」、および「社会的責任感」を確立すること。
4. 常に「法令遵守の意識」を持つことはもとより、常に「社会正義」に寄与すること。
5. 常に、「正直で、恥じることのない行動」をとり、「誇りと品性」を保つこと。そのためには、研究のデータのねつ造、偽造、論文の剽窃などを行わないこと。個人の見解と他者の見解を明瞭に区分するとともに、自己の見解には責任を十分に自覚すること。

C. 研究の環境について

6. 常に、自由で闊達な研究行動が円滑に進むよう、研究環境の改善に努めること。研究の条件や環境が不足していることを理由とした不十分な研究は許されない。

2008. 9. 13 常任理事会決定
同日、理事会および会員総会承認
以上

実践経営学会

JAPAN SOCIETY FOR APPLIED MANAGEMENT

発行日：2015（平成27）年10月31日

発行者：会長 井形 浩治（大阪経済大学）

編集責任者：本部長 田中 敬一（近畿大学）

発行：〒533-8533 大阪府大阪市東淀川区大隅2-2-8 大阪経済大学経営学部内

FAX: 03-3219-3455 E-mail: jsam.headoffice@gmail.com

制作：（株）マインド